（受給権者の異動の届出等）

第五十三条　（略）

2～4　（略）

5　受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ・ロ　（略）

ハ　附則第十四条第一項第八号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨

6・7　（略）

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則（平成十七年厚生労働省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第一条**　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一～六　（略） 七　次のイからハまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　（略） ハ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 2～4　（略） （特別障害給付金払渡方法の変更の届出） **第十条**　受給者は、特別障害給付金の払渡しを希望する機関又は払渡しを希望する機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　次のイからハまでに掲げる区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 イ・ロ　（略） ハ　第一条第一項第七号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 2　（略）	（認定の請求） **第一条**　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を日本年金機構（以下「機構」という。）に提出することによって行わなければならない。 一～六　（略） 七　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　（略） （新設） 2～4　（略） （特別障害給付金払渡方法の変更の届出） **第十条**　受給者は、特別障害給付金の払渡しを希望する機関又は払渡しを希望する機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項 イ・ロ　（略） （新設） 2　（略）

（受給権者の異動の届出等）

第五十三条　（略）

2～4　（略）

5　受給権者は、払渡希望金融機関又は払渡希望金融機関の預金口座の名義を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一・二　（略）

三　次のイ及びロに掲げる者の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ・ロ　（略）

（新設）

6・7　（略）